

令和元年

## 第 12 回大磯町農業委員会総会会議録

日 時 令和元年12月20日 午後1時30分から  
場 所 本庁舎4階 第2委員会室

### 1 出席委員

1 番	西 方 敬	9 番	竹 内 浩
2 番	柳 田 三千夫		
		11 番	鈴 木 洋 有
5 番	野 崎 健 一	12 番	石 井 雅 浩
6 番	今 井 正	13 番	安 池 雅 美
7 番	福 島 啓	15 番	青 木 貞 治
8 番	吉 川 京 男	16 番	戸 塚 昭 雄

### 2 欠席委員

3 番 二 宮 賢 一、10 番 近 藤 剛 司、推進委員 守 屋 正 三

### 3 遅刻委員

なし

### 4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

西 川 克 己 柏 木 博 吉 川 正

### 5 出席した書記

事務局長 久保田 徳人  
書 記 柏木 しのぶ

### 6 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 34 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について

議案第 35 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書について

議案第 36 号 農用地利用集積計画書の決定について

議案第 37 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく

農用地利用配分計画案について

議案第 38 号 農業振興地域整備計画随時見直しに係る意見照会について

報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

報告第 3 号 農地転用適用除外(2 a 未満の農業用施設)の届出書について

議長 本日はまず、「農業委員会等に関する法律」第26条『総会及び部会の会議は、公開する。』とありますので、傍聴人に入室をさせますので、ご了解いただきたいと思います。

《傍聴人入室》

議長 それでは、これより総会を開催します。

ただ今の出席委員は12名で、定足数に達しておりますので令和元年第12回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、3番二宮賢一委員及び10番近藤剛司委員より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第20条第1項の規定により、8番吉川京男委員と9番竹内浩委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第34号「農地法第3条の規定による許可について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第34号1番につきましては、議案書の1ページを、場所につきましては総会資料の1ページをご覧ください。

事務局 《議案第34号1番を朗読・説明》

書記 議案第34号1番につきましては、現在、2名の親族が共有しています農地の所有権を1名の方にまとめるものです。権利者が1名となることで安定的な営農ができ、農地の賃貸借の際にも手続きが容易になると考えられます。

なお、12月10日に戸塚会長、寺坂地区担当の野崎委員及び事務局2名で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第34号1番につきましては現地調査をお願いした、野崎委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

5番委員（野崎） 5番野崎です。議案第34号1番の農地について、12月10日に戸塚会長と私及び事務局2名で現地確認を行いました。

当該農地は露地畑として適正に使用されており、所有者を1名にまとめることで農地の有効利用が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、所有者を1名にまとめることで農地の有効利用が図られるとのことでした。

ただ今の議案第34号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 農地の売買価格はどのように決めていますか。

書記 農地については普通の不動産取引とは異なり、価格の相場というものがありません。当該農地の面積、形状、土質、日当たり、道路付けなどを考慮し、過去の実績や路線単価や不動産鑑定士の試算などから売り手と買い手の協議で決定しているようです。近年の実績では湘南地域では10アール当たり50万円から100万円くらいで取引されているようです。

議長 他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第34号1番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第34号1番は原案とおりに決定いたしました。

議長 続きまして議案第35号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第35号「農地法第5条の規定による許可申請について」は議案書2ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の2ページをご覧ください。

事務局 《議案第35号1番を朗読・説明》

書記 議案第35号1番の申請地は、農業振興地域内の白地で、小田原厚木道路の大磯イ

ンターチェンジの出入り口より300メートル以内に位置する第3種農地に該当します。譲受人は、町外の建設業者で会社の駐車場を所有していないため、地元農家である親族の所有する当該農地を転用し、駐車場として借りるとのことです。

駐車場は露地のまま使用して駐車台数も少ないことから、周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

なお、12月10日に戸塚会長と虫窪地区担当の二宮委員及び事務局2名で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第35号1番につきましては現地調査をお願いした虫窪地区担当の二宮委員が欠席していますので、立ち会った事務局から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

書記 議案第35号1番の農地について、12月10日に戸塚会長と二宮委員及び事務局2名で現地確認を行いました。

当該農地を駐車場に転用することですが、露地のまま使用し、駐車台数も少ないことから周辺農地への影響はないものと考えられます。

議長 ありがとうございます。転用することによる周辺農地への影響はないとのことですが。

ただ今の議案第35号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 隣接農地への影響はないのですか。

書記 隣接農地は畦畔を隔ててありますので影響はないと考えられます。

委員 地権者の農地の内、細長い農地について接道要件を満たしているということで間違いはないですね。

書記 測量した結果、最も狭い箇所でも2メートルありますので問題はありません。

委員 現在、農地に置かれている2つの物置は何か問題はないのですか。

書記 物置については農地に置かれているものではなく、錯誤で国有地と町有地に置かれていることが今回の測量でわかりました。農地所有者は国と町の土地管理者に対応について相談したところ、錯誤なので特に処罰などはなく、なるべく早く移設すればよいとの指導を受けているとのことでした。

議長 他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第35号1番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第35号1番は原案とおりに許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 続きまして議案第36号「農用地利用集積計画書の決定について」の審議ですが、農地中間管理事業に係る案件ですので、合わせて議案第37号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案について」についても審議いたします。

なお、この議案については農業委員の石井委員が当該土地の賃借に関与しているため、「農業委員会等に関する法律」の第31条に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とされていますので、当該事案の審議開始から終了まで石井委員には退室をお願いします、関係議案終了後に入室・着席していただきます。

《石井委員退室》

それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第36号1番「農用地利用集積計画書の決定について」は議案書3ページ及び4ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の3ページをご覧ください。大磯町長より令和元年12月3日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

また、議案第37号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案について」は議案書5ページ及び6ページの1件でございます。場所につきましては議案第36号1番と同様です。大磯町長より令和元年12月3日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められています。

事務局 《議案第36号1番及び議案第37号1番を朗読・説明》

書記 議案第36号1番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は、葛川沿いの農業振興地域の優良な農用地の畑ですが、所有者は高齢者で農業ができないため、親族が管理耕作を行っている状況です。今回、農地中間管理事業により農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業公社が農地を借り上げ、

地元の農家に貸すことで農地の遊休化防止と有効利用が図られると考えられます。

なお、12月10日に戸塚会長、国府新宿地区担当の今井委員及び事務局2名で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第36号1番及び議案第37号1番につきましては現地調査をお願いした国府新宿地区担当の今井委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

6番委員（今井） 6番今井です。議案第36号1番及び議案第37号1番の農地について、12月10日に戸塚会長と私と事務局2名で現地確認を行いました。

当該農地は農業振興地域内の農用地の露地畑で、農地を借りる地元農家の話では地質が西洋野菜の栽培に適しているとのことでした。今回、農地中間管理事業により農家に賃借することで、農地の遊休化防止と有効利用が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地中間管理事業により農地の遊休化防止と有効利用が図られるとのことでした。

では、議案第36号1番について、これより質疑に入ります。

また、合わせて議案第37号1番の農用地利用配分計画に意見のある方は挙手をお願いします。

委員 農地中間管理事業は農業振興地域の農地しか取り扱わないのですか。

書記 法律が改正され、来年度から農業振興地域以外の市街化調整区域の農地も対象となります。

議長 他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第36号1番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第36号1番は原案とおりに決定いたしました。合わせて農用地利用配分計画に出された意見はまとめて大磯町長に報告します。

議長 採決が終わりましたので、石井委員には入室・着席していただきます。

《石井委員入室・着席》

議長 それでは、次に議案第38号「農業振興地域整備計画随時見直しに係る意見照会に

ついて」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第38号「農業振興地域整備計画随時見直しに係る意見照会について」は、大磯町長より令和元年12月9日付けで意見を求められています。内容につきましては、議案書の7ページと8ページをご覧ください。場所につきましては総会資料の4ページをご覧ください。

事務局 《議案第38号を朗読》

書記 なお、こちらの内容につきましては、産業観光課の担当職員から説明があります。

議長 わかりました。担当職員を入室させてください。

《白川主事入室》

白川主事 産業観光課の白川です。今回の農業振興地域整備計画随時見直しについて説明させていただきます。

《説明》

白川主事 説明については以上です。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農業振興地域整備計画随時見直しをするとのことですので。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 意見がないようですので、農業振興地域整備計画随時見直しについて、意見なしとして大磯町長に報告します。

《白川主事退室》

議長 次に、報告第1号の「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号の「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」については、議案書9ページの3件でございます。場所につきましては総会資料の5ページと6ペ

ージをご覧ください。

事務局 《報告第1号1番から3番を朗読》

書記 報告第1号1番から3番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第1号1番から3番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長 次に、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書10ページの2件でございます。場所につきましては総会資料の7ページと8ページをご覧ください。

事務局 《報告第2号1番と2番を朗読》

書記 報告第2号1番と2番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 続きまして、報告第3号「農地転用適用除外（2アール未満の農業施設）の届出書」について事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第3号につきましては、議案書11ページの1件でございます。場所につきましては、総会資料の9ページをご覧ください。



事務局

《報告第3号1番を朗読》

書記 報告第3号1番につきましては、農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条に基づき、面積が2アール未満で必要最小限の規模の農業用施設に限り、農地転用の適用除外が認められています。

届出の内容は農業用倉庫についてですが、効率的な営農のために所有農地に近い場所に農機具を集中して保管する倉庫が必要とのことでした。

内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第3号1番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

委員 先月に申請が出された資材置場について、県に対してどのような意見を付したのか。また、その結果はどうなっていますか。

書記 総会時に意見が出されていた隣接農地への雨水や土砂の流出などに対する被害防除計画の不備などの意見を集約した意見書を作成して進達しました。また、結果については、県審査会において被害防除計画などについては是正を求める意見が出されたため、手直しした計画書を提出させ再審議にかけるとのことでした。

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和元年第12回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

議長 それでは、傍聴人は退出してください。

《傍聴人退出》

(午後2時47分)